

平成26年 5月27日

各 位

会 社 名 日 本 風 力 開 発 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 塚 脇 正 幸
(コード番号 2766 マザーズ)
問 合 せ 先 代 表 取 締 役 専 務 小 田 耕 太 郎
(TEL. 03-3519-7250)

第三者割当による第7回新株予約権の行使価額修正に関するお知らせ

当社は、平成26年5月27日開催の取締役会において、平成26年2月28日に発行いたしました第7回及び第8回新株予約権（行使価額修正選択権付）（以下併せて、「本新株予約権」といいます。）のうち、第7回新株予約権につきまして、下記のとおり行使価額修正条項付新株予約権へと転換することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の詳細につきましては、平成26年2月12日付「第三者割当による第7回及び第8回新株予約権（行使価額修正選択権付）の発行及び新株予約権買取契約締結に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 銘柄名	日本風力開発株式会社第7回新株予約権（第三者割当） （以下、「第7回新株予約権」といいます。）
2. 発行新株予約権数（潜在株式数）	17,500 個（1,750,000 株）
3. 修正前（当初）行使価額	740 円
4. 修正後行使価額	行使価額は、各修正日（以下に定義します。）の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額となります。 「修正日」とは、各行使価額の修正につき、第7回新株予約権の発行要項（以下、「本発行要項」といいます。）第16項第(1)号に定める第7回新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日（但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日）をいいます。
5. 行使価額の修正開始日	平成26年5月28日

6. 修正開始日前日までに行使された新株予約権の数（交付株式数）	580 個（58,000 株）
7. 未行使の新株予約権の数（株式数）	16,920 個（1,692,000 株）

（注1） 修正後の行使価額が下限行使価額（当初、第7回新株予約権については407円とし、本発行要項第11項の規定を準用して調整されます。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額となります。

（注2） 第7回新株予約権1個当たりの行使により交付される株式数は100株に固定されているため、行使価額に関わらず、第7回新株予約権の行使に伴う最大発行株式数は当初から変わることがなく、最大希薄化率についても変わることはありません。

8. 行使価額修正条項付新株予約権へと転換する理由

当社は本新株予約権の発行に先立ち、本新株予約権の割当先であるマッコーリー・バンク・リミテッドに対して、発行価額の総額5億円の無担保普通社債（以下「本社債」といいます。）を発行しています。（本社債につきましては、平成26年2月12日付「無担保社債（私募債）発行に関するお知らせ」をご参照ください。）

当社と本社債の社債権者の間で締結した社債買取契約には、当社は、本社債の発行後3ヶ月以内に、自己資金、本新株予約権の行使又はその他の資金調達により本社債全部を償還できない場合で、以降、各取引日に先立つ5取引日（VWAPのない日を除く。）の東京証券取引所における当社の普通株式の取引所売買高加重平均価格（VWAP）の日次平均が第7回新株予約権に係る当初行使価額の102%を下回ったときは、本新株予約権に係る発行要項第10項に従い、直ちに（但し、3営業日以内とする。）、全ての（又は、(i) 下限行使価額に残存する本新株予約権の対象となる株式数を乗じた金額の総合計額が、(ii) 残存する本社債の元本及び本社債の予定償還日（同日を含む。）までに発生する経過利息の合計額を超える金額に至るまでの1つ又は複数の）回号の本新株予約権を行使価額修正条項付新株予約権に転換するものとする規定されており、これに基づき、第7回新株予約権を行使価額修正条項付新株予約権へと転換することを決議したものです。

また、当社と本新株予約権の割当先との間で締結した新株予約権買取契約において、ある回号が行使価額固定から行使価額修正条項付に転換された場合で当社が要求したときは、割当先は、20取引日（以下、「株式購入保証期間」といいます。）以内に150,000,000円相当額の行使を行うこととされています。この場合、割当先は一度に又は複数回に分けて行使価額修正条項付新株予約権に転換された本新株予約権を行使することができます。

加えて、当社が要求した場合には、割当先は、さらに、当初の株式購入保証期間を含む3連続株式購入保証期間を上限として、各株式購入保証期間毎に150,000,000円相当の行使を行うものとされており、当社は、今回あわせて、この3連続株式購入保証期間を指定することにより、行使された金額を本社債の償還に優先的に充当する予定としております。

なお、上記の各20取引日の株式購入保証期間は下記のいずれかの条件を充足した場合は当該条件が継続する限り、中断され、かかる期間中、割当先は行使価額修正条項付新株予約権に転換された本新株予約権を行使する義務を負わないこととなります。

- ・ 東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の株価が、行使価額修正条項付に転換された本新株予約権の下限行使価額に1.1を乗じた額未満である場合
- ・ 東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の株価が、直前の取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の90%以下である場合
- ・ いずれかの10連続取引日間の当社の普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、平成26年2月12日（なお、同日は含まない。）に先立つ10連続取引日間の当社の普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高の45%を下回っている場合

上記の各株式購入保証期間は、これらの条件を全て充足しなくなった取引日の翌取引日から再開します。

当社といたしましても、修正前（当初）行使価額と現在の株価水準を勘案し、第7回新株予約権を行使価額修正条項付新株予約権へと転換するとともに、前述の株式購入保証期間を指定することにより、本社債の償還に目途をつけ、その余の資金調達の最大化を図るため、今回の決議を行いました。

これにより調達した資金をもって、導入促進期間内に設備認定が取得でき、現状の買取価格が適用される見込みが高い風力発電所の開発案件に充当することにより、収益機会の拡大と企業価値の向上を目指してまいります。

以上